

## いかにしてチリで新自由主義は維持されるのか —上からの維持から下からの維持へ？

アジア経済研究所 三浦航太

Kota\_Miura@ide.go.jp

本ペーパーは 2023 年 6 月 4 日第 44 回日本ラテンアメリカ学会定期大会の報告用ペーパーです。未定稿につき、引用の際には筆者にご連絡ください。

### 目次

- 1、問題意識
- 2、上からの新自由主義の維持と下からの新自由主義からの転換
- 3、下からの新自由主義の維持？
- 4、おわりに

### 1、問題意識

チリでは 1973 年のクーデターから半世紀が経つ。この半世紀を貫き、現代チリを最も特徴づけるのは新自由主義であろう。軍政下の 1970 年代から 80 年代にかけて世界に先駆けて導入された新自由主義は、1990 年の民主化以後も修正、緩和されながらも維持されてきた (Garretón 2012; Solimano 2012)。

近年、その状況に大きな変化をもたらさうる 2 つの出来事が生じた。一つが 2019 年の同国史上最大規模の市民の抗議行動「社会の暴発 (Estallido Social)」、もう一つが 2022 年のボリッチ政権の誕生である<sup>1</sup>。社会の暴発では、(とりわけ社会政策分野における) 新自由主義的な社会経済モデルからの改革を求めて多数の市民が街頭で声を上げた。また、ボリッチは大統領選挙の中で「チリが新自由主義の揺りかごであったとすれば、その墓場にもなるだろう」と述べた<sup>2</sup>。この 2 つの出来事の前後では、チリにおける新自

<sup>1</sup> 2019 年から 2023 年までの、本稿の内容に関わる重要な政治イベントについては、文末の参考表にまとめたので適宜参照されたい。

<sup>2</sup> CHV Noticias “Boric tras triunfo en primarias: “Si Chile fue la cuna del neoliberalismo, también será su tumba” <https://youtu.be/pHCjsKkcQcM> (2023 年 4 月 27 日アクセス)

由主義の終焉の可能性が盛んに議論された（Canals 2021; Rovira Kaltwasser 2021 など）。

軍政下で導入された新自由主義が民主化後も維持されてきた背後には、二名制と呼ばれる特殊な選挙制度のもとでの左右二大勢力による政治の独占と、既存政党による社会運動の脱動員があった。つまり、選挙という政治参加の制度的な回路においても、社会運動という非制度的な回路においても、新自由主義からの改革を求める市民社会からの意思の流入を上から塞ぐことによって、新自由主義を維持してきたと言える。しかし、2010 年代（特に 2010 年代後半）以降、選挙制度改革がなされて既存の政治構図は崩れ、社会運動は活発になった。そして、社会の暴発やボリッチ政権の誕生という出来事に至った。確かに、2010 年代以降社会政策分野における改革は着実に進んでいるものの、これら 2 つの出来事を経てもなお、修正的な新自由主義という枠組みからの転換はなされていない。

本稿の問題意識は、新自由主義の維持を可能したかつての状況が変化しているにもかかわらず、言い換えれば、市民社会からの意思が適切かつ十分に流入するようになったように思われるにもかかわらず、なぜチリにおいて今日もなお新自由主義は維持されているのか、ということにある。本稿では、社会の暴発や大統領選挙でのボリッチの勝利という改革を求める市民社会の声が「目立つ」形で発露した出来事の背後で、必ずしも市民社会全体として新自由主義からの転換を求めているわけではなく、市民社会の意思が修正的な新自由主義という枠組みの維持を支えうることを示す。

チリの新自由主義を取り巻く環境は変わりながら、いかに新自由主義は生き延びるのか、この問いは新自由主義が導入された軍政下から今日に至るまでのチリの半世紀を見直すとともに、現在も新憲法制定プロセスとボリッチ政権が続くチリの行方を見通す上で極めて重要な意味を持つと思われる。

## 2、上からの新自由主義の維持と下からの新自由主義の転換

本節では、まず、チリにおける新自由主義の維持の現状について示す。次に、先行研究で示されてきた、上からの新自由主義の維持のメカニズムについて説明する。その上で、2010 年代以降、下からの転換の動きとともに従来の上からの維持のメカニズムに綻びが生じたことを示す。

## 2-1、新自由主義の維持

まず、新自由主義の維持がどこに見出されるのかということ、2019年の抗議行動やボリッチ政権が改革を目指す社会政策分野を中心に確認したい。チリにおいて新自由主義の根幹として特に批判の対象とされてきたのは、補完性原則とターゲティングである（Ruiz Encina 2019; Atria 2014; Garretón 2012）。これらは憲法と各社会政策分野の制度に表れている。

軍政下で導入され現行憲法である1980年憲法は、社会経済活動のベースを中間集団（家族・企業）に置き、国家の義務や役割を最小限のものとする補完性原則が反映されている（Alemparte 2021）。補完性原則は、とりわけ社会政策分野における国家の後退と市場原理に基づく制度化を下支えした。1980年憲法は、2019年の社会の暴発において軍政の遺構そのものであると同時に新自由主義を支える憲法だとして、市民からの大きな批判の対象となった。その結果、1980年憲法に替わる新憲法制定プロセスが始まった。新憲法案では、補完性原則に基づく国家に替わる普遍的な社会権を保障する国家像が規定され、憲法レベルでの転換がなされるはずであった。しかし、2022年9月に実施された新憲法案の承認をめぐる国民投票で新憲法案は否決され、1980年憲法の（当面の）継続が決まった<sup>3</sup>。そのため、現状、憲法レベルでの転換は見られない<sup>4</sup>。

社会政策の具体的な制度については、1980年憲法に下支えされる形で、同時期に年金、医療、教育などの社会政策の民営化がなされて社会サービスの提供は企業（あるいは企業と国家の混合）が担うこととなり、国家は効率性と社会的公平性の名のもと、特定のターゲットグループに支援を絞った（Raczynski 1995）。民主化以降今日に至るまで、国家による監督の強化、ターゲットとなる対象範囲や支援内容は拡充され、国家の介入・役割は確実に強化されてきた<sup>5</sup>。とりわけ2010年代以降、反新自由主義の社会運動の高まりを受けて、第二次バチェレ政権（2014年～2018年）やボリッチ政権（2022年～）は、国家による運営と普遍主義的な政策への転換を志向してきた（している）。

しかしながらこうした根本的な制度改革を下支えするはずだった、あるいは国家によ

<sup>3</sup> 新憲法制定プロセスと国民投票については三浦・北野（2023）参照。

<sup>4</sup> 後述する上からの新自由主義の維持を可能にした選挙制度や拒否権プレイヤーの存在は、憲法に規定されるものであり、その意味では憲法が補完性原則という形で直接的に新自由主義を支えるだけでなく、間接的に新自由主義を支えていたと言える。その部分については憲法改正がなされたものの、補完性原則に関する部分が改正されたわけではない。

<sup>5</sup> 現代チリの社会政策の拡充の具体的内容については浦部（2020）参照。

る運営を盛り込んだ新憲法案が否決されたことで、憲法に裏づけされた制度改革は困難になった。また、これまで実現した諸改革についても、補完性原則に基づく民間主体の社会政策やターゲティングから、普遍的な社会権保障を国家の義務とする原則に基づく国家主体の社会政策や普遍主義的支援への転換、という意味での新自由主義からの転換がなされたと判断することは難しい。

## 2-2、1990年代～2000年代前半：上からの新自由主義の維持

チリにおける新自由主義の維持について、多くの先行研究では、市民社会の意思を抑制する／無効化する政治構造・制度や政治経済エリートの影響に着目してきた(Madariaga 2020a, 2020b; Garretón 2012; Solimano 2012)。言わば、上からの維持のメカニズムである。軍政下で新自由主義の導入が市民社会の同意なく実行され、軍政が生み出した改革を阻む制度枠組みを民主化後の政権が引き継がねばならなかったという経緯を踏まえれば、上からの影響に着目することは必然であったと言える。

表1は、1990年代～2000年代前半、後述する2000年代後半～2010年代、2020年代～、という3つの時期における新自由主義の維持・新自由主義からの転換に至る3つのプロセスと、市民社会の意思表出の回路の広さをまとめたものである。民主化後のチリにおける新自由主義の維持のメカニズムを統合的に示した Madariaga (2020a, 2020b) は、①経済界と右派を中心とする新自由主義に親和的な勢力が反新自由主義勢力を抑える形で形成され、②選挙制度(二名制)によって政治代表の歪みを生み(右派の過大代表)、③経済界が影響を与え改革への拒否権プレイヤーが存在する政策形成、を通じて新自由主義が維持されるという。

表1 3つの時期における、新自由主義の維持・新自由主義からの転換に至る3つのプロセスと、市民社会の意思表示の回路の広さ

	1990年代～2000年代前半 上からの新自由主義の維持	2000年代後半～2010年代 下からの新自由主義からの転換	2020年代～ 下からの新自由主義の維持
①勢力形成	経済界と右派を中心とする新自由主義勢力	社会運動と急進左派勢力を中心とする反新自由主義勢力	新自由主義勢力に有利な（反新自由主義勢力に不利な）世論・意識
②政治代表	二名制による政治代表の歪み（右派の過大代表）	二名制の廃止による歪みの是正（急進左派勢力の政界進出）	新自由主義勢力に有利に働く義務投票制
③政策形成	経済界の影響 拒否権プレイヤーの存在	社会運動の影響 一部拒否権プレイヤーの消滅	国民の拒否権プレイヤー化（新憲法制定）
市民社会の 意思表示	制度的な回路：狭い 非制度的な回路：狭い	制度的な回路：広い（2017年～） 非制度的な回路：広い	制度的な回路：広い 非制度的な回路：広い

（出所）プロセスの分類については Madariaga（2020a, 2020b）を参考にし、筆者作成。

特に上からの新自由主義の維持において決定的な役割を果たしたのが二名制と呼ばれる選挙制度であろう<sup>6</sup>。二名制のもと、左右二大勢力は安定的に政治を二分し、ラテンアメリカの優等生とも見なされたチリの民主主義を支えた。しかしながら、第三勢力を排する形で政治を独占するだけでなく、新自由主義に親和的で経済界と結びつく右派勢力は過大代表となり、諸制度の改革に必要な議席数を中道左派勢力が持つことは困難となり、その結果新自由主義からの転換は困難となった（岡本 2017; Olavarria 2003）。

また1990年代から2000年代前半は、制度的な政治の場のみならず市民社会においても、必ずしも反新自由主義の勢力が強かったわけではない。民主化過程の中で労働運動、学生運動といったチリの主要な社会運動は、穏健な民主化運動を主導した中道左派勢力に組み込まれる形で、また社会運動側も民主主義への安定した移行を望み、社会運動は脱動員された（吉田 1997; Hipsher 1996）。その結果、反新自由主義の勢力がそもそも不在であり（あるいは可視化されていない）、社会運動を通じて政策過程に影響を及ぼすということは考えにくいことであった。このように1990年代から2000年代前半にかけて、市民社会からの意思表示のための回路は、選挙という制度的な回路においても社会運動という非制度的な回路においても狭く、下からの意思が上へと流入しにくい状況であった。

<sup>6</sup> 二名制の具体的な制度設計や第三勢力排除以外の弊害については浦部（2015）参照。

### 2-3、2000年代後半～2010年代：下からの新自由主義からの転換

しかしながら、2000年代後半頃から、市民社会から反新自由主義の声が上がるようになった。社会運動組織は、新自由主義を修正的に維持する中道左派政権を中心とした制度的な政治に対する失望から、中道左派勢力から距離を取り再び抗議行動を動員していった(Somma & Medel 2017)。2010年代は、特に社会政策分野での改革要求を中心に、年間2000件近い抗議行動が発生した<sup>7</sup>。その頂点に2019年の社会の暴発があったと言える。

さらに重要なことは、社会運動組織が社会運動という枠にとどまらずに、制度的な政治への進出を試み、それが実現したことにある。2000年代後半以降の社会運動の中心にあったのは学生運動であるが、学生運動内部で既存政党と繋がりを持たない独立系の組織が勢力を拡大させ、社会運動組織から政党へと変化させつつ、国政への進出を図った。2022年に大統領に就任したボリッチはこうした学生運動から生まれてきた人物である。

仮に社会運動組織が政党となり国政への進出を図るとしても、二名制がある限り左右二大勢力の牙城を崩すことは難しい。しかし、2017年の国政選挙より二名制が廃止されて新しい選挙制度が導入されることになり、制度上も第三勢力の流入は容易になった。実際に2017年の選挙において、社会運動から生まれた急進左派の第三勢力は政界へと進出、2021年の選挙では大統領選挙に勝利し政権与党に至った。このように、制度的な政治参加の回路においても、二名制がなくなり上からの制約は取り払われ、これまで以上に市民社会の意思は流入しやすくなったと言える。

### 3、下からの新自由主義の維持？

このように、新自由主義の維持を可能にする上からの制約が一定取り払われ、下からの反新自由主義の声が制度的・非制度的な回路を通じて政治へと流入されるようになったにもかかわらず、そして2019年社会の暴発や2022年以来のボリッチ政権の存在にもかかわらず、新自由主義からの根本的な変革は容易には実現しない。

ここ1、2年の状況を見ると、新自由主義からの転換を求めてきた（ように見える）市民社会のそれまでとは異なる姿がうかがえる。例えば、2022年9月の国民投票にお

---

<sup>7</sup> COES (Centro de Estudios de Conflictos y Cohesión Social) 作成のイベントデータより (<https://doi.org/10.7910/DVN/GKQXBR>)。

ける新憲法案の否決や、ボリッチ政権に対する低支持率である。こうした現象を目の当たりにしたとき、もちろん人々の意識の変化もあるだろうが、そもそも人々は新自由主義からの転換を求めているのか、加えてデモなどの形で目立つ意思とは異なる市民社会の意思があるのではないかと、という疑問が浮かび上がる。さらに、後述するように、今後チリの選挙では任意投票ではなく義務投票制が取られることになり、これまでの選挙では見えてこなかった市民社会の意思にも着目すべきではないかと考えられる。こうした問題意識をもとに、世論調査のデータをもとにチリの人々の意識を捉え、それが新自由主義の維持にいかに関わりうるのかということを検討したい。

### 3-1、人々は新自由主義からの転換を望むのか？

#### (1) 社会問題の優先度

表 2 は、チリのシンクタンク CEP (Centro de Estudios Públicos) の世論調査より、人々が考える政権が取り組むべき課題を、1990 年代から 2000 年代前半までの 3 政権、下からの新自由主義からの転換が進んだ 2006 年から 2022 年までのバチェレとピニェラによる 16 年、そして 2022 年からのボリッチ政権で分けて、その平均値を示したものである。

表 2 世論調査：政権が取り組むべき課題とは？ (%)

	貧困	雇用	賃金	教育	医療	年金	治安	麻薬	移民
1990年～2006年 エイルウィン&フレイ&ラゴス	39	38	29	28	42	-	47	23	-
2006年～2022年 バチェレ&ピニェラ ×2	25	25	27	38	40	47	50	18	4
2022年～ ボリッチ	15	12	15	28	32	35	52	23	14

(注) CEP 世論調査は年 2、3 回実施されており、数値は各時期の平均値。選択肢は上に記載したものを含めて毎回 15 項目程度あり、3 つを選択する (合計は 300%)。数値が高いものを濃く、低いものを薄く色をつけている。

(出所) CEP 世論調査よりデータ取得し、筆者作成。

これをみると、2006 年から 2022 年の間は、教育、医療、年金といった社会政策関係

に対する問題意識が高いことがわかる。社会運動が世論を喚起した部分も大きいと考えられる。一方で 2022 年からのボリッチ政権下に入ると、社会政策関係の問題意識はそれまでほど高くない。一方で、治安や麻薬などの犯罪関係、また移民という歴代政権が直面してこなかった問題を抱えていると言える。他の世論調査でも、犯罪や移民といった比較的新しい課題に対する問題意識が高まっていることがわかる。

こうした世論は、新自由主義の維持に間接的な 2 つの形でつながりうると考えられる。第一に、社会政策関係の相対的な低下は、新自由主義からの転換を求める政治勢力や社会運動の影響力を削ぎ、また政策アジェンダの順位を下げることになりうる。第二に、一方で治安関係の問題意識の高まりは、新自由主義に賛成することを直接的に意味しないものの、治安対策に積極的であると同時に、新自由主義に親和的である右派の力を強めることになる。

## (2) 社会政策に対する態度

他の政策課題と比べた場合の社会政策に対する問題意識が低下しているとはいえ、チリの人々の問題意識が消えたわけではない。Latinobarómetro (2020 年調査) より、医療・教育に対するアクセスの不公正感を見てみると、医療では 5%、教育では 8%の人々しか公正だと感じていない<sup>8</sup>。ラテンアメリカ全体の平均が医療では 34%、教育では 40%であり、またラテンアメリカ諸国で最低の数値である<sup>9</sup>。このように人々の中での社会政策の格差意識は極めて大きく全く解消されていないと言える。

次に ISSP 国際比較調査「政府の役割」(2016 年調査) を見てみると、人々は今まで以上に社会政策分野に対する政府支出を増やすべきだと考えている。このデータによると、チリについては、医療では 88%、年金では 87%、教育では 84%の人々が政府支出を増やすべきだと考えている(調査対象国全体の平均では、医療 51%、年金 68%、教育 72%)。

一方で、政府支出の増加を求めるということが、普遍主義に賛同するわけでもないということが重要である。あくまで一例にはなるが、CEP 世論調査では 2011 年以来、高

<sup>8</sup> 「とても公正」「公正」の合計。 <https://www.latinobarometro.org/lat.jsp> (2023 年 5 月 3 日アクセス)

<sup>9</sup> 最下位から一つ上はパラグアイで医療 16%、教育 20%という数値であり、チリが群を抜いて低いことがわかる。



等教育の無償化について、世帯所得によるターゲティングの有無に対する是非に関する設問を入れてきたが、2011 年から 2022 年に至るまで、ターゲティング有りを支持する割合とターゲティング無しを支持する割合はおおよそ半々で割れてきた。普遍主義という理念は 2010 年代の間にチリの市民社会や政治に広まったものの、制度設計のレベルにおいて賛同が得られているとは言い難い。

さらに興味深いのは、不平等意識はあり、政府支出を増やすという形での国家介入のながらも、完全に国家による管理を求めているという点である。CEP 世論調査(2022 年 9 月調査)によれば、望ましい年金システムの運営形態として、国家機関のみによる運営を求める割合は 36%、官民混合システムは 49%となっている。

表 3 世論調査：医療、高齢者介護、義務教育について誰がサービスを担うべきか？ (%)

	医療	高齢者介護	義務教育
政府・自治体	<b>73</b> (79)	<b>60</b> (66)	<b>75</b> (88)
家族・親族・友人	<b>18</b> (7)	<b>29</b> (16)	<b>18</b> (5)
民間企業	<b>4</b> (5)	<b>3</b> (6)	<b>3</b> (2)
その他・ 分からない・無回答	<b>5</b> (9)	<b>8</b> (12)	<b>4</b> (5)

(注) カッコがついていない太字の数字がチリの値、カッコの中の数値は全体平均値。  
 (出所) ISSP 国際比較調査「政府の役割」(2016 年調査) よりデータ取得し、筆者作成。

こうしたサービス提供の担い手について、再び ISSP 国際比較調査「政府の役割」(2016 年調査) を見てみると、興味深いデータがある。表 3 は、医療、高齢者介護、義務教育について誰がサービスを担うべきかという設問の結果を示したものである。カッコがついていない太字の数字がチリの値、カッコの中の数値は全体平均値である。チリでは、政府・自治体が担うべきという割合は、医療 73%、高齢者介護 60%、義務教育 74%となっており、他のアクターよりも高いものの、実は世界平均に比べると低い数値となっている。一方で、家族・親族・友人の割合が、医療 18%、高齢者介護 29%、義務教育 18%と、政府・自治体よりは低いものの、世界平均に比べると高い。

ここで新自由主義の根幹原理として批判される補完性原則について、特に 1980 年憲法における補完性原則の反映の経緯を改めて確認したい。実際のところ、国家の役割を抑制する一方で、社会サービスの担い手として想定されているのは企業だけではない。そこでは家族の役割も重視される。特に、チリの 1980 年憲法における補完性原則が、市場原理というよりも家族を社会の基本単位とみなすカトリック社会論の影響を強く受けていることに鑑みれば (San Francisco Reyes 1992)、新自由主義からの転換を目指す勢力が補完性原則を覆そうとしても、チリ社会で一定の広がりを持つ家族主義的な考え方が歯止めになるということも考えられる。

### 3-2、これまで政治的意思表示に消極的だった人々

2022 年 9 月の国民投票では新憲法案は否決され、またボリッチ政権に対する支持率は低調なままである。2022 年 9 月の国民投票は義務投票、支持率は世論調査の設計上基本的には一定の年齢以上の人口統計を反映するものであり、いずれも基本的にはあらゆる人々の意思が示されたものである。それに対して、制憲プロセスにおけるそれまでの投票は任意投票であったし、ボリッチが勝利した大統領選挙も任意投票であった。また、社会運動が任意の政治参加であることは言うまでもない。

チリでは 2022 年 9 月の国民投票を含め今後、任意投票制から義務投票制となる<sup>10</sup>。それによって、これまで積極的な意思表示を行ってこなかった人々が政治参加することである。こうした人々は、どのような投票行動を行い、どのような意識を持つのか、またどのような社会的属性を持つ人々なのだろうか。

図 1 は、CEP 世論調査のデータを用いて、2022 年 9 月に行われた新憲法案の承認をめぐる国民投票での投票先の割合を、第一次国民投票（任意投票）への参加の有無、デモへの容認度によって 4 つのタイプに分けて示したものである。ここでは 2022 年 9 月の国民投票を「第二次国民投票」、2020 年 10 月の制憲の方向性を問うた国民投票を「第一次国民投票」としている。また、デモへの参加に関する設問が含まれていないため、容認度を用いることにした。容認とは、「抗議の手段としてのデモをどの程度正当とみなすか」という設問において、「常に」「ほぼ常に」正当とみなすというものを容認、「あ

---

<sup>10</sup> チリでは従来、有権者登録を自ら行わねばならず、その上で登録された有権者については義務投票という制度であったが、2012 年の選挙より有権者自動登録かつ任意投票制となった。2022 年 9 月の国民投票以降、有権者自動登録を維持したまま義務投票制となる。

まり」「全く」正当と見なさないを非容認とした。図 1 を見てみると、第一次国民投票で投票せず、デモにも非容認の人々ほど、第二次国民投票における拒否票の割合が高いことが分かる<sup>11</sup>。

同様に、図 2 は、ボリッチ政権に対する支持・不支持の割合を、2021 年 11 月の大統領選挙第 1 回投票への参加の有無、デモの容認度によって 4 つのタイプに分けて示したものである。これについても、選挙に参加せずデモも容認せずというタイプで、ボリッチ政権に対する支持率が最も低いことがわかる。国民投票からも、ボリッチ政権への指示についても、新自由主義からの転換に向かいうるものに対して最も消極的な態度を持つのは、これまで政治参加に積極的ではなかった人々だということが伺える。

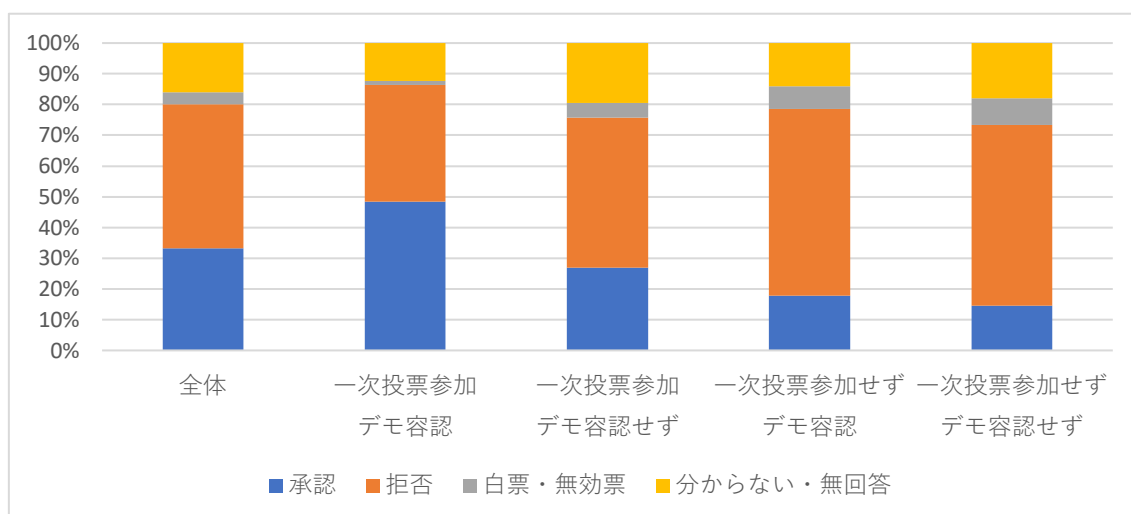


図 1 第二次国民投票での投票先（新憲法制定に関する第一次国民投票での投票の有無と、デモへの態度（容認・非容認）による 4 タイプ別）

（注）第一次国民投票は 2020 年 10 月実施で任意投票、第二次国民投票は 2022 年 9 月実施で義務投票。

（出所）CEP 世論調査（2022 年 9 月調査）よりデータ取得し、グラフは筆者作成。

<sup>11</sup> 三浦・北野（2023）が示したように、国民投票における拒否は、チリを多民族国家とする位置づけや先住民に関する規定に対する拒否や、議員の振る舞いを含めた制憲会議のありように対する拒否が大きかった。新自由主義からの転換が否定されたわけではないことは一面では正しいが、問題は新自由主義に対する人々の意識とは別に新自由主義が維持されうるということであり、3-1 で示した社会問題の優先度や、最後に示す 2023 年 5 月の選挙などは、そうしたメカニズムが働く一例であると考えられる。

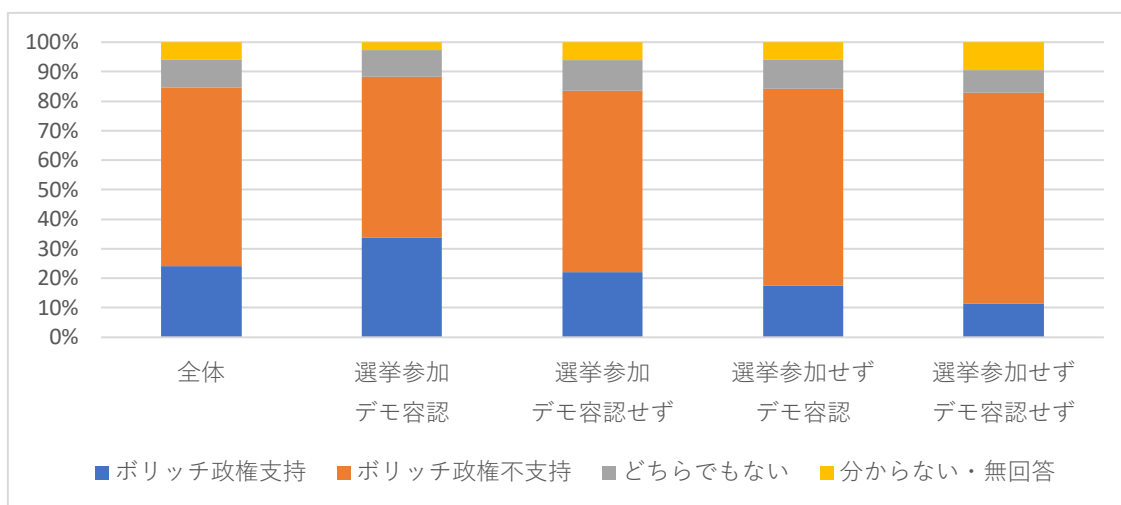


図 2 ボリッチ政権への支持・不支持（大統領選挙での投票の有無と、デモへの態度（容認・非容認）による 4 タイプ別）

（出所）CEP 世論調査（2022 年 9 月調査）よりデータ取得し、グラフは筆者作成。

表 4 社会的属性ごとの、選挙参加の有無とデモへの態度別 4 タイプの割合 (%)

	選挙参加 デモ容認	選挙参加 デモ容認せず	選挙参加せず デモ容認	選挙参加せず デモ容認せず
<b>全体</b>	41	29	16	14
<b>社会階層</b>				
ABC1	59	19	11	11
C2	51	24	18	7
C3	40	29	17	14
D	31	32	15	22
E	27	45	0	27
<b>学歴</b>				
高等以上	57	22	15	6
中等まで	32	32	17	19
<b>地域</b>				
北部	34	32	17	17
中央部	42	28	16	14
南部	39	30	17	15
<b>年齢</b>				
18-39	46	16	26	12
40-59	43	28	13	15
60-	31	43	9	17
<b>性別</b>				
男性	41	26	21	13
女性	40	30	14	16

(注) 社会的属性ごとに、合計が 100%。全体における割合よりも高い割合について色をつけている。社会階層のアルファベットはチリで用いられる社会階層の分類。ABC1 が最も高く、E が最も低い。

(出所) CEP 世論調査 (2022 年 9 月調査) よりデータ取得し、筆者作成。

表 4 は、図 2 と同じデータを用いて、社会的属性ごとに、選挙参加の有無とデモへの態度別 4 タイプの割合を示したものである。表の最上部が、社会的属性とは関係なく全体での割合を示したものであり、この全体の割合よりも高いものについては表中で色をつけた。

全体的傾向として、選挙参加・デモ容認という最も政治的意思表示に積極的なタイプでは、とりわけ全体割合との差に着目してみると、社会階層が高く、高等教育以上の学歴を持つ人々に多いということが分かる。一方で、選挙にも参加せず、デモも容認せずというタイプは、反対に社会階層が低く、中等教育修了までの学歴という人々で比較的割合が高いことがわかる。つまり、図 1 と図 2 のデータとつきあわせれば、社会階層が高く、学歴の高い人々の間では政治参加は積極的で、さらに新自由主義からの転換の方向性に対しても意欲的であるが、社会階層が低く、学歴の低い人々の間では政治参加は消極的で、新自由主義からの転換の方向性に対してあまり意欲的ではない、ということが言える。

こうした傾向は、2010 年代の反新自由主義の社会運動が、高学歴の学生運動中心であったということも背景にあると考えられる。新自由主義からの転換という動きが社会的エリート主導であったという側面は確かにあっただろう。そして、ボリッチはその象徴であるとも言える。また、反新自由主義で打ち出される普遍主義という考え方が、すでにターゲティングで恩恵を受けている低所得層にとってどれほど積極的に支持を示すべきものなのかということもあるだろう。また、ボリッチ政権が少数派与党として妥協を迫られる中で中道左派勢力や右派勢力との協調を打ち出すほどに、人々の間でエリート間の合意としてボリッチ政権に対して反エリート感情が醸成される可能性もある (Titleman 2023)。非社会的エリートの人々が、反新自由主義の動きやこれまでの積極的な政治参加をエリートの動きだとして自分たちとは異なるものとして支持しない結果、テクノクラートによる決定や経済エリートの影響といった目には見えにくい、よりエリート主義的な新自由主義が維持されるということが考えられる。

#### 4、おわりに

2022 年 9 月に新憲法案が国民投票で否決されたのち、2 回目の新憲法制定プロセスが規定され、再び新憲法制定に向けた動きが始まっている。2023 年 5 月 7 日には、新憲法草案作成を担う制憲会議のメンバーを選出する選挙が、義務投票制で行われた。全 50 議席中、右派勢力が 34 議席を獲得する結果となった。3-1 で指摘した、治安に対する問題意識は 2023 年により顕著なものとなっており、左派勢力がこれまでのように社会権保障を強調する一方で右派勢力は治安対策を強調し、多数の議席獲得に至った。これ

自体は、新自由主義を直接支持するものでは当然ないわけだが、二名制で下駄を履いていた時代は過ぎ去ったにもかかわらず、市民の多くは右派を選択した。2019年の抗議行動以来の、新自由主義からの転換を求める声は、他の政策分野を優先すべきという声に取って代われ、また義務投票制の中で3-2での考察に近い結果となった。

チリの人々は、新自由主義を肯定しているわけでも、積極的に維持したいわけでもない。しかしながら、かといって新自由主義の根幹理念を完全に否定するわけでもなく、新自由主義を維持したい勢力にとって間接的には有利に働きうる意識を持っていると言える。とりわけ2010年代以降、これまでの不完全な民主主義 (*democracia incompleta*) (Garretón 2012) が解消され、市民社会の意思表示の回路が制度的にも非制度的にも広がった今日において、市民社会における意識・動向が上から抑制されることで新自由主義の維持がもたらされるとは考えにくく、これまであまり着目されてこなかった市民社会がもたらす影響にも注目しながら、半世紀わたり維持されてきた新自由主義の維持・転換を探る必要があるだろう。

**参考表 2019年から2023年までの重要な政治イベント**

年	第1回制憲プロセス	ポリッチ政権	第2回制憲プロセス
2019年	10月 社会の暴発		
2020年	10月 第一次国民投票 (制憲プロセス決定)		
2021年	5月 制憲会議選挙 7月 制憲会議発足 (~2022年7月)	11, 12月 大統領選挙	
2022年	9月 第二次国民投票 (新憲法案否決)	3月 ポリッチ政権発足	
2023年			5月 制憲会議選挙

**参考文献**

浦部浩之 (2020) 「チリにおける社会保障・社会福祉制度の形成と展開 先進国化への道と新たな連帯の模索」 宇佐見耕一編『新世界の社会福祉 第10巻 中南米』旬報社

浦部浩之 (2015) 「チリにおける政党システムの硬直化と政治不信—「二名制」選挙制度がもたらす「駆け引き政治」の落とし穴」 村上勇介編『21世紀ラテンアメリカの

- 挑戦 ネオリベラリズムによる亀裂を超えて』京都大学学術出版会
- 岡本哲史 (2017) 「チリ コンセルタシオン政権と新自由主義の行方」 後藤政子・山崎圭  
一編『ラテンアメリカはどこへ行く』ミネルヴァ書房
- 三浦航太・北野浩一 (2023) 「チリの 2022 年新憲法案はなぜ国民投票で否決されたのか」  
『ラテンアメリカ・レポート』39 (2), pp. 1-16.
- 吉田秀穂 (1997) 『チリの民主化問題』アジア経済研究所
- Alemparte, Benjamin (2021) “Towards a theory of neoliberal constitutionalism: Addressing  
Chile’s first constitution-making laboratory.” *Global Constitutionalism* 11 (1), pp. 83–109.
- Atria, Fernando (2014) *Derechos sociales y educación: Un nuevo paradigma de lo público*.  
Santiago: LOM Ediciones.
- Canals, Marcelo (2021) The End of Neoliberalism in Chile. *Dissent*, Winter 2022.
- Garretón, Manuel Antonio (2012) *Neoliberalismo corregido y progresismo limitado. Los  
gobiernos de la concertación en Chile, 1990-2010*. Santiago: Editorial Arcis.
- Hipsher, Patricia L. (1996) “Democratization and the Decline of Urban Social Movements in  
Chile and Spain.” *Comparative Politics* 28 (3), pp. 273–297.
- Raczynski, Dagmar (1995) “Focalización de programas sociales: lecciones de la experiencia  
chilena.” Pizarro, Crisóstomo, Dagmar Raczynski and Joaquín Vial (eds.) *Políticas  
económicas y sociales en el Chile democrático*. Cieplan.
- Rovira Kaltwasser, Cristóbal (2021) “Chile: ¿del 11 de septiembre al fin del neoliberalismo?”  
*Nueva Sociedad*, Septiembre 2021.
- Ruiz Encina, Carlos (2019) *La política en el neoliberalismo. Experiencias latinoamericanas*.  
Santiago: LOM Ediciones.
- Madariaga, Aldo (2020a) *Neoliberal Resilience. Lessons in Democracy and Development from  
Latin America and Eastern Europe*. Princeton: Princeton University Press.
- Madariaga, Aldo (2020b) “The Three Pillars of Neoliberalism: Chile’s Economic Policy  
Trajectory in Comparative Perspective.” *Contemporary Politics* 26 (3), pp. 308–329.
- Olavarría, Margot (2003) “Protected Neoliberalism: Perverse Institutionalization and the Crisis  
of Representation in Postdictatorship Chile”. *Latin American Perspectives* 30 (6), pp. 10–  
38.
- San Francisco Reyes, Alejandro (1992) “Jaime Guzmán y El Principio de Subsidiariedad



Educacional en la Constitución de 1980.” *Revista Chilena de Derecho* 19 (3), pp. 527–548.

Solimano, Andrés (2012) *Chile and the Neoliberal Trap. The Post-Pinochet Era*. New York: Cambridge University Press.

Somma, Nicolás; Medel, Rodrigo (2017) “Shifting Relationships between Social Movements and Institutional Politics.” Donoso, Sofia and Marisa Von Bulow (eds.): *Social Movements in Chile: Organization, Trajectories, and Political Consequences*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.

Titleman, Noam (2023) “Recambio generacional y antielitismo. Las tensiones del cambio en Chile.” *Nueva Sociedad*, 303.